令和　４年　１月２０日

雫石町指定給水装置工事事業者　御中

上下水道事業管理者の権限を行う

雫石町長　猿子　恵久

（公印省略）

**雫石町水道事業給水条例の改正に伴う加入負担金の変更について**

　厳寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、表題の件について、昨年１２月に雫石町水道事業給水条例を改正し、令和４年４月１日に施行いたします。

改正内容といたしましては、加入負担金を加入金に名称を変更するほか、金額も改定し、税抜き表示から税込み表示といたします。

つきましては、給水装置工事申請者に金額を改定されたことを周知し、貴社におかれましては改正内容をご理解いただきご対応をよろしくお願いいたします。

なお、加入金（旧　加入負担金）の変更は下記のとおりとなります。

改正後

改正前

（令和4年４月１日から適用）

（令和4年3月31日まで適用）

）

|  |  |
| --- | --- |
| 別表第１（第18条関係） | 別表第１（第18条関係）  （税込） |
| 加入負担金 |  |
| |  |  | | --- | --- | | 口径別 | 加入負担金 | | 13ミリメートル | 35,000円 | | 20ミリメートル | 80,000円 | | 25ミリメートル | 150,000円 | | 40ミリメートル | 350,000円 | | 50ミリメートル | 700,000円 | | |  |  | | --- | --- | | メーターの口径別 | 加入金 | | 13ミリメートル | 44,000円 | | 20ミリメートル | 121,000円 | | 25ミリメートル | 198,000円 | | 40ミリメートル | 594,000円 | | 50ミリメートル | 902,000円 | | 75ミリメートル | 2,200,000円 | |
| 口径50ミリメートルを超えるものについては、その都度町長が定める。 | 口径75ミリメートルを超えるものについては、その都度町長が定める。 |

（税抜）

　上記の改定に伴い、令和4年3月31日時点の給水装置工事申請書の受付に関しましては、改正前の加入負担金での取り扱いとなりますので、併せて周知いたします。

　また、ご不明な点がございましたら下記まで連絡をお願いいたします。

問い合わせ先：

雫石町役場　上下水道課

TEL：019-692-6408（直通）